

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 (医療施設等施設整備費補助金)

1 経緯

平成25年10月に福岡市の診療所において、多数の死傷者（支社10人，負傷者5人）が生じた火災事故を踏まえ、同様の被害を防止するため、スプリンクラー等の火災予防設備未設置の医療機関を支援することとなった。

2 目的

火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐため、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保する。

3 実施主体

都道府県，市町村等，医療法人，社会福祉法人，その他厚生労働大臣が適当と認める者。

4 補助対象施設

診療所，病院，助産所のうち病床または入所施設と有している棟。

5 事業内容

- (1) スプリンクラー施設整備
 - ・通常型スプリンクラー
 - ・水道連結型スプリンクラー
 - ・パッケージ型自動消火設備

- (2) 自動火災報知設備整備

6 交付対象

平成26年10月の消防法施行令の一部改正により新たに設置義務が生じた施設もしくは設置義務は生じていないが防災対策のため自主的に整備を実施する施設。

- (1) 住宅，介護保険施設等の医療施設以外の部分は除く。
- (2) 対象面積は，スプリンクラー設備等を設置する居室等の面積。
※スプリンクラー設備等の一部として向ける補助散水栓等の散水範囲を含む。
- (3) スプリンクラーヘッドが設けられている居室等
※スプリンクラーヘッドがない，または配管のみを設ける廊下等は，補助散水栓等の散水範囲に含まれない場合は該当しない。

7 補助基準額

(1) スプリンクラー設備の設置

種 別	補助率	基準単価 (㎡当たり)	加 算
通常型スプリンクラー	1/2	19,900円	消火ポンプユニットを設置した場合、2,019,000円/施設
水道連結型スプリンクラー	1/2	19,200円	消火ポンプユニットを設置した場合、2,019,000円/施設
パッケージ型スプリンクラー	1/2	23,200円	—
消防法施行令第32条摘要設備	1/2	22,600円	—

※消防法施行令

第32条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は炎症のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

(2) 自動火災報知設備の設置

1施設当たり 1,050,000円

※自動火災報知設備については、消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（平成26年3月28日消防予第118号）の4（2）に該当している施設が、自動火災報知設備を整備する場合に補助対象となります。

8 補助金事務の流れ（令和3年度の場合）

- | | | |
|--------------------|--------------------------|----------------------------|
| (1) 事業計画の作成・国へ提出 | | R3. 7. 5 |
| (2) 国の内示 | | R3. 8. 25 <u>着工可</u> |
| (3) 国へ交付申請 | | R3. 10. 14 |
| (4) 国より交付決定 | | R4. 1. 25(2/16受付) |
| (5) 概算払い（国庫補助金の受入） | | R4. 3. 10 |
| (6) 実績報告 | 事業者→県に実績報告
→県補助金確定→支払 | R4. 4. 7. 締切り
(R4. 4～5) |
| (7) 国庫補助金額確定（翌年度） | | |